

一般社団法人日本レオロジー学会
学会賞に関する申し合わせ

昭和 58 年 5 月 13 日理事会 平成 8 年 1 月 30 日理事会
平成 12 年 4 月 14 日理事会 平成 13 年 10 月 24 日理事会
平成 13 年 12 月 11 日理事会 平成 17 年 7 月 25 日理事会
平成 20 年 4 月 14 日理事会 平成 23 年 8 月 2 日理事会
平成 25 年 1 月 25 日理事会

1. 日本レオロジー学会授賞規程 3 の奨励賞授賞候補者の年齢は、推薦される年の 1 月 1 日現在で満 39 歳未満とする。
2. 同規程 4 の各賞の単年度の受賞数は、原則として次に定める数以内とする。
功績賞 1 人，学会賞 1 人，技術賞 2 件，奨励賞 2 人，論文賞 2 人
3. 同規程 5 の記念品の価格は、功績賞，学会賞，技術賞，奨励賞，論文賞に対しそれぞれ 10,000 円程度とする。なお，技術賞の記念品は会社・事業所の受賞者 1 人に 1 品ずつとする。
4. 学会賞については，奨励賞を受けた会員も対象にするが，その後の発展が顕著であることを要する。
5. 奨励賞については，研究の将来的発展を奨励する意味合いの強い賞である。